

平成 17 年 5 月 10 日

各位

会社名 株式会社松屋フーズ
代表者の役職名 代表取締役社長 瓦葺利夫
(コード番号 9887 東証第 1 部)
問い合わせ先 総務部 広報・IRグループ
TEL: 03-3904-1121

株主優待制度変更に関するお知らせ

平成 17 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更内容は、次表の通りといたします。

変更前	変更後
(1) 優待の対象 毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主が対象。	(1) 優待の対象 毎年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主が対象。
(2) 優待の内容 所有株式数 100 株以上の株主(一律)に対し、自社指定メニューより 1 品選択可能な優待食事券 10 枚(9 月 30 日現在株主に 10 枚、3 月 31 日現在株主に 10 枚)を贈呈する。	(2) 優待の内容 所有株式数 100 株以上の株主(一律)に対し、自社指定メニューより 1 品選択可能な優待食事券 10 枚(3 月 31 日現在株主に 10 枚)を贈呈する。
(3) 取扱店舗 「松屋」直営全店舗、店内での飲食の他、お持ち帰りにも利用できる。	(3) 取扱店舗 「松屋」直営全店舗(「和定食の店 松屋」を除く)、店内での飲食の他、お持ち帰りにも利用できる。
(4) 引き換え対応 優待食事券 10 枚を本社に返送された場合は、「弊社製品詰め合わせセット」と引き換え可能。	(4) 引き換え対応 (同左)
(5) 有効期間 <店舗での利用有効期間> ・9 月 30 日現在の株主に対しては 12 月下旬に発送、有効期間は翌年 6 月 30 日まで ・3 月 31 日現在の株主に対しては 6 月下旬に発送、有効期間は 12 月 31 日まで <引き換え有効期間> ・「弊社製品詰め合わせセット」への引き換えは、当社の定めた期限までとする。	(5) 有効期間 <店舗での利用有効期間> (削除) ・3 月 31 日現在の株主を対象に 6 月下旬に発送、有効期間は翌年 6 月 30 日まで <引き換え有効期間> (同左)

2. 変更時期

<優待の対象について>

平成 17 年 9 月 30 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主から適用いたします(平成 17 年 9 月 30 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主への優待券の送付は行いません)

<取扱店舗について>

平成 17 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主へ送付する優待券より適用いたします(「和定食の店 松屋」では利用できません)

以上